

大磯町立中学校部活動地域指導者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大磯町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、大磯町立中学校（以下「学校」という。）からの要請に応じ、心身ともに健全な中学生を育成する上でより効果的に部活動を展開するため、専門的な資質を有する者を部活動顧問教員（以下「顧問」という。）の指導に協力する者（以下「地域指導者」という。）として学校へ派遣することを目的とする。

(選定)

第2条 校長は、地域指導者の選定に際し、適任者を推薦する。

2 地域指導者を推薦した校長は、大磯町立中学校部活動地域指導者派遣推薦書（以下「推薦書」という。）を作成し、教育長に提出する。

(委嘱)

第3条 校長から提出された推薦書をもとに、学校教育を理解し、部活動に協力できる成人と判断された場合、教育長が地域指導者として委嘱する。

(職務)

第4条 地域指導者は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 顧問の指導計画に従い、顧問の支援及び生徒に対して技術的な指導を行うこと。
- (2) 指導に当たっては、顧問と密接な連絡をとり、生徒の健康及び安全の確保に留意すること。
- (3) 教育委員会が主催する地域指導者ガイダンス及び講習会等に出席すること。

(派遣期間)

第5条 地域指導者の派遣期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(報告)

第6条 地域指導者は、1日につき1時間以上の指導を行うものとし、指導後は指導実績報告書に必要事項を記載し、校長に提出する。校長は、指導実績報告書を前期分を10月10日までに、後期分を3月31日までに教育長に提出する。

(謝金)

第7条 地域指導者への謝金は、指導日数に応じ教育委員会が定めた額を、指導実績報告書受領後、速やかに支給する。

(事故及び保険)

第8条 指導中における地域指導者の事故については、校長が事故報告書及び保険関係書類を教育長に提出する。

2 地域指導者に対しては、教育委員会が(財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入し、当該保険の範囲内において事故の補償を行うこととする。

(派遣中止)

第9条 教育長は、校長の報告に基づき、派遣した地域指導者が、第1条の目的を遂行するための資質に欠けると判断した時は、派遣途中であっても派遣を中止することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、地域指導者の派遣については必要なことは、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。